

**算定要件抜粋** (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

(下線は改正部分)

**(1) 訪問介護**

<b>特定事業所加算【要件・区分】</b>	
<p>注8 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、<u>特定事業所加算(Ⅲ)及び特定事業所加算(V)</u>を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定事業所加算(V)</u> 所定単位数の100分の3に相当する単位数</p>	<p><b>※厚生労働大臣が定める基準</b></p> <p>三 訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ~ニ (略)</p> <p>ホ 特定事業所加算(V) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>イの(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(2) <u>指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u></p>

<b>認知症専門ケア加算【新設】</b>	
<p>ハ 認知症専門ケア加算</p> <p>注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に<u>厚生労働大臣が定める者</u>に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>認知症専門ケア加算(Ⅰ)</u> 3単位</p> <p>(2) <u>認知症専門ケア加算(Ⅱ)</u> 4単位</p>	<p><b>※厚生労働大臣が定める基準</b></p> <p>三の二 訪問介護費における認知症専門ケア加算の基準</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下この号において「対象者」という。)の占める割合が二分の一以上であること。</u></p> <p>(2) <u>認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</u></p> <p>(3) <u>当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</u></p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>イの基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(2) <u>認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</u></p> <p>(3) <u>当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</u></p> <p><b>※厚生労働大臣が定める者</b></p> <p>三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者 <u>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</u></p>